

協会員に対する処分及び勧告について

平成 30 年 2 月 21 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分及び同第 29 条の規定に基づく勧告を行いました。

記**○ 豊証券株式会社**

- ・ 損失補填行為及び専ら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買

1. 事実関係**(1) 損失補填行為**

当社 X 支店において平成 25 年 9 月から同 28 年 3 月までの間は次長の職に、同 28 年 4 月から同 29 年 4 月までの間は支店長の職にあった者 A（以下「A 支店長」という。）は、顧客 1 名に対して、損失の補填を事前に約束した上で株式の売買取引を行わせたほか、当該顧客を含む 3 名の顧客に対して、株式の売買取引において実際に発生した損失を補填するため、自己資金合計約 465 万円を顧客の取引口座に入金した。

ア. 事例 1

A 支店長は、平成 26 年 11 月頃、顧客 B に東京証券取引所マザーズ上場株式の買付けを推奨したところ難色を示されたため、自己の営業成績向上を図る目的で、「損が出たら私が持ちます。」などと発言し、顧客もこの発言により買付けに同意したことから、同年同月、当該株式を買い付けさせた。その後、平成 27 年 5 月、顧客 B が当該株式の売付けを行い、この結果損失が発生したことから、A 支店長は、上記の約束に基づき、自己資金 105,659 円を顧客 B の取引口座に入金した。

イ. 事例 2

A 支店長は、平成 26 年 2 月、顧客 C が、信用取引の追加保証金の差入れが必要となったため、取引を継続することに難色を示したことから、自己の営業成績向上を図る目的で、「私が資金を出すので取引を続けて欲しい。」などと発言した。顧客 C は、A 支店長の発言により取引を継続することに同意したことから、A 支店長は、追加保証金及び今後損失が発生した場合の決済損金に充当してもらう目的で、自己資金 1,000,000 円を顧客 C の取引口座に入金した。その後、顧客 C が順次、信用取引建玉の決済を行い、この結果生じた損失の一部に、先に A 支店長が入金していた 1,000,000 円を充当した。

A支店長は、その後も、顧客Cに取引を継続してもらう目的で同様の行為を繰り返し、上記を含め、平成26年4月2日から同28年7月8日までの間に、信用取引により生じた損失の一部に充当するため、自己資金合計3,119,676円を顧客Cの取引口座に入金した。

ウ. 事例3

A支店長は、顧客Dに対して、事例2と同様に、平成28年1月21日から同年8月5日までの間に、信用取引により生じた損失の一部に充当するため、自己資金合計1,430,518円を顧客Dの取引口座に入金した。

(2) 専ら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買

A支店長は、専ら自己の有価証券売買益を獲得する目的で、顧客Eからの借入金(約1億5千万円)を原資として、親族を含む2顧客の取引口座を使用して、自己の計算により、平成25年12月から同29年1月までの間、国内上場株式の売買取引を頻繁に行った(延べ売買合計623回、延べ約定代金合計約5億3千万円)。

上記(1)及び(2)の背景として、以下のとおり、当社の法令等違反行為に係る防止態勢が不十分な状況が認められた。

- ・ 当社は、支店長等の営業管理職が行う営業状況の適切性を確保するための管理態勢が不十分であった。
- ・ 平成28年3月及び同29年2月に、2店舗で無断売買、名義借り及び顧客との金銭貸借といった法令等違反行為が発生しているが、当社経営陣は、その発生原因は行為者の属人的な問題との意識が強く、発生原因を十分に分析した上で、実効性ある再発防止策を策定・実行することをしてこなかった。

2. 法令等適用

上記1.(1)ア.の行為は、金融商品取引法第39条第1項1号及び第3号に掲げる行為に、同イ.及びウ.の行為は、同項第3号に掲げる行為に該当するものと認められる。

また、上記1.(2)の行為は、同法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号)に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第12号に掲げる行為に該当するものと認められる。

3. 処分及び勧告の内容

以上のことから、豊証券株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

(1) 定款第28条第1項の規定に基づく処分

過怠金の賦課1,000万円

(2) 定款第 29 条の規定に基づく勧告

以下の事項について、書面で報告すること。

- ① 経営管理態勢及び内部管理態勢の見直しを図り、その十分な機能発揮の確保に取り組むこと
- ② 過去の法令違反行為の発生原因を十分に分析した上で、法令違反の根絶に向け、営業管理職を監視する態勢を見直すなど、実効性のある再発防止策を講じること
- ③ 上記①、②に取り組むに当たっては、社長及び内部管理統括責任者が適切に関与する態勢を構築すること

4. その他

当社は、本件について、平成 29 年 10 月 20 日、業務改善命令の行政処分を受けている。

以 上

- 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（Tel. 03-3667-8475）

協会員の概要

(平 30. 2. 21)

○ 豊証券株式会社

- ① 所在地 愛知県名古屋市中区栄三丁目7番1号
- ② 代表者名 代表取締役社長 伊藤 立一
- ③ 資本金 25.4 億円
- ④ 店舗数 11 店舗
- ⑤ 役職員数 222 名

(注) 資本金、店舗数及び役職員数は、平成 29 年 3 月末現在。

(会員の処分等)

第 28 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、理事会の決議により、当該会員に対し、処分を行うことができる。

1 } (省 略)

2 }

3 法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則、総会若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。

4 } (省 略)

12 }

- 2 本協会は、前項に規定する処分を行おうとするときは、弁明の手続を行うものとする。
- 3 第 1 項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除名とする。
- 4 前項に規定する過怠金の額は、5 億円を上限とする。ただし、第 1 項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額（損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。）が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。
- 5 第 3 項に規定する会員権の停止又は制限をする期間は、6 か月以内とする。
- 6 第 1 項に規定する処分を行うに当たり、会員権の停止又は制限の処分を行うことが相当と認められる場合で、当該処分を行おうとする日の 5 年前の応答日以降に行われた会員権の停止又は制限の期間と通算した期間が 1 年を超えることとなるときは、除名を行うことができる。
- 7 第 4 項ただし書の適用がある場合における 5 億円超の過怠金の賦課による処分及び会員権の停止若しくは制限又は除名の処分は、出席した理事会又は自主規制会議の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行う。
- 8 第 1 項の規定による処分において、過怠金の賦課及び会員権の停止又は制限は併科することができる。
- 9 会員は、第 1 項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受けた場合、その期間中、当該会員の会員権は停止又は制限される。当該会員は、その場合においても、会員としての義務はすべてこれを履行しなければならない。
- 10 会員は、第 1 項の処分の通知が到達した日から 10 日以内に、第 76 条の 3 に規定する不服審査会に対し書面をもって、不服の趣旨及び理由を示して、不服の申立てを行うことができる。
- 11 第 1 項、第 2 項及び前項の手続に関し必要な事項は、「協会員に対する処分等に係る手続に関する規則」をもって定める。

(会員に対する勧告)

第 29 条 本協会は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則若しくは取引の信義則の遵守の状況又は当該会員の営業若しくは財産の状況が本協会の目的にかんがみて適当でないと認めるときは、当該会員に対し事由を示して勧告を行うことができる。

（処分の公表）

第 15 条 本協会は、定款第 28 条第 1 項の規定により処分を行ったときは、その旨を各協会員に通知する。

2 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを公表する。

3 前項の規定に基づき公表を行う期間は、当該公表を行った日から 5 年間とする。

取引所外売買における売買停止の運用見直しに係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正等について（案）

平成 30 年 2 月 21 日
日本証券業協会

I. 改正等の趣旨

我が国株式市場は取引所金融商品市場と取引所金融商品市場外における取引により構成されているが、市場全体の公正性及び透明性を確保し投資者保護を図る観点からは、投資判断に重大な影響を与えるおそれのある情報が生じその内容が不明確である場合等には、取引所金融商品市場外においても適切に売買停止措置等が講じられる必要がある。

平成 28 年 12 月 22 日に「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告～国民の安定的な資産形成に向けた取組みと市場・取引所を巡る制度整備について～」が取りまとめられたが、そのなかでも、「取引所、PTS 等の関係者において所要の態勢整備を行うとともに、売買停止等に至るまでの判断や連携の手順等について具体的に検討が進められるべきである。」とされている。

これを受け、本協会「取引所外売買等に関するワーキング・グループ」では、取引所外売買に関し、認可会員による売買停止措置の適切性の確保、協会の売買停止措置に係る適切な態勢整備の明確化及び本協会の売買停止措置のあり方等について検討を行った。

今般、その検討結果等を踏まえ、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正等を行うこととする。

II. 改正等の骨子

1. 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正

- (1) 平成 14 年 12 月 27 日付「証券会社の事故処理のための取引に係る本協会規則の適用関係について」（日証協（規審）14 第 327 号・（市エ）14 第 86 号）の内容について規則において明文化し、協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、顧客から受託した上場株券等の売買に関し、未確認売買等の不適切行為があった場合であって、当該行為に係る当該上場株券等の売買を解消し、又は顧客注文の本旨に従った履行をするために、顧客の同意を得て顧客口座と事故処理のための口座との間で行うものについては、この規則を適用しないものとする。（第 4 条第 4 項）
- (2) 協会員は、金融商品取引所が、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で当該情報の内容が不明確である場合等として上場株券等の売買を停止する予定であること又は停止していることを知ったときは、当該金融商品取引所により売買が再開されるまでの間、当該上場株券等の取引所外売買等を成立させてはならないものとする。（第 6 条）

- (3) 協会員は、上場株券等の取引所外売買等（認可会員が行う認可業務によるものを除く。以下(4)から(5)において同じ。）を行おうとする場合には、金融商品取引所による上場株券等の売買の停止に関する情報等の有無を確認できる態勢を整備しなければならないものとする。
(第6条の2第1項)
 - (4) 協会員は、取引所取引時間外に、上場株券等又はその発行者に関し投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報を知った場合に、直ちに金融商品取引所による当該上場株券等の取引開始時までの間、当該上場株券等の取引所外売買等を成立させないための態勢を整備しなければならないものとする。
(第6条の2第2項)
 - (5) 会員が、自らの海外関連会社との間で、当該会員又は当該海外関連会社とその顧客との間で行った上場株券等のポジション移管を目的とする取引所外売買を行おうとする場合には、金融商品取引所による売買の停止等に関わらず、これを行うことができるものとする。
(第6条の3)
 - (6) 認可会員は、認可業務を取り扱う時間内において、金融商品取引所による上場株券等の売買の停止に関する情報の有無を確認できる態勢を整備しなければならないものとする。
(第6条の4第1項)
 - (7) 認可会員は、上場株券等又はその発行者等に関し投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報であってその内容が不明確である場合等において、認可業務による当該上場株券等の取引所外売買を適切に停止する措置を講じるために必要な態勢を整備しなければならないものとする。
(第6条の4第2項)
 - (8) 認可会員は、認可業務による上場株券等の取引所外売買を停止する場合には、当該上場株券等の銘柄名及び売買を停止する期間等について、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により、直ちに公表しなければならないものとする。
(第6条の4第3項)
 - (9) 認可会員は、認可業務による上場株券等の取引所外売買を停止した場合には、当該上場株券等の銘柄名及び売買を停止した期間等について、遅滞なく本協会に報告しなければならない。
(第6条の4第4項)
 - (10) 本協会は、金融商品取引所が上場株券等について売買の停止その他の措置をとった場合において、当該上場株券等の取引所外売買を停止する措置を講じないものとする。
(第6条の5)
 - (11) 認可会員は、認可業務による上場株券等の取引所外売買の申込みに係る価格等及び売買価格等の情報を、直ちに当該認可業務における全ての参加会員に対し通知しなければならないものとする。
(第17条の4)
 - (12) その他所要の規定の整備を図るものとする。
2. 「『上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則』に関する細則」の一部改正
○ 上記1. を踏まえ、所要の整備を図るものとする。

Ⅲ. 施行等の時期

この改正は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

以 上

パブリックコメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：平成 30 年 2 月 21 日（水）から平成 30 年 3 月 22 日（木）17:00 まで（必着）

② 提出方法：郵送又は専用フォームにより下記までお寄せください。

郵送の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 5 番 8 号

日本証券業協会 エクイティ市場部 宛

専用フォームの場合：<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=13>

(2) 意見の記入要領

次の事項のご記入のうえ、ご意見をご提出ください。

- ① 氏名
- ② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号）
- ③ 会社名（法人又は団体としてご意見を提出される場合、その名称をご記入ください。）
- ④ 意見の該当箇所
- ⑤ 意見
- ⑥ 理由

(注) 本規則改正案の参考資料として、上場株券等の取引所外売買の停止及びそのために必要な態勢整備を行うにあたって留意すべき事項を取りまとめた「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則における取引所外売買の停止に関するガイドライン（案）」を添付しておりますのでご参照ください（ガイドライン案は、パブリックコメントの募集の対象ではありません。）。

○ 本件に関するお問合せ先：

日本証券業協会 自主規制本部 エクイティ市場部 (03-3667-8481)

資料 2-2

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 30 年 2 月 21 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第 2 条 （ 現行どおり ） 1～4 （ 現行どおり ） 5 認可会員 上場株券等の私設取引システム運営業務（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 1 条第 4 項第 9 号に規定する私設取引システム運営業務をいう。以下同じ。）の認可を受けた会員をいう。 6～8 （ 現行どおり ） 9 <u>参加会員 認可会員が行う認可業務により執行される顧客の注文を認可会員に取り次ぐことのできる会員をいう。</u></p>	<p>（定義） 第 2 条 （ 省 略 ） 1～4 （ 省 略 ） 5 認可会員 上場株券等の私設取引システム運営業務（金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 9 号に規定する私設取引システム運営業務をいう。以下同じ。）の認可を受けた会員をいう。 6～8 （ 省 略 ） （ 新 設 ）</p>
<p>（適用除外） 第 4 条 （ 現行どおり ） 2・3 （ 現行どおり ） 4 <u>協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、顧客から受託した上場株券等の売買に関し金商業等府令第 118 条第 1 号イからホまでに掲げる行為があった場合であって、当該行為に係る当該上場株券等の売買を解消し、又は顧客注文の本旨に従った履行をするために、顧客の同意を得て顧客口座と事故処理のための口座との間で行うものについては、この規則を適用しないものとする。</u></p>	<p>（適用除外） 第 4 条 （ 省 略 ） 2・3 （ 省 略 ） （ 新 設 ）</p>
<p>（協会員による売買の禁止等） 第 6 条 <u>上場株券等が上場されている取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所が、当該上場株券等又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で当該情報の内容が不明確である場合又は当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合として当該上場株券等の売買を停止する予定であること又は停止していることを知ったときは、当該金融商品取引所により当該</u></p>	<p>（ 新 設 ）</p>

改 正 案	現 行
<p><u>上場株券等の売買が再開されるまでの間（当該金融商品取引所が当該上場株券等の売買を停止した日の取引所取引時間（取引所金融商品市場における取引時間をいう。以下同じ。）内に売買を再開しない場合には、翌日（当該金融商品取引所が定める休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の取引開始時までの間）、当該上場株券等につき、会員においては当該会員が行う取引所外売買を成立させてはならず、協会員においては当該協会員が媒介等を行う取引所外売買を成立させてはならない。</u></p> <p><u>（認可会員以外の協会員による取引所外売買を成立させないための管理態勢整備）</u></p> <p><u>第6条の2</u> <u>協会員は、取引所外売買又は媒介等（認可会員が認可業務により行うものを除く。以下この条において同じ。）による取引所外売買を行おうとする場合には、次の各号に掲げる情報の有無を確認できる態勢を整備しなければならない。ただし、第2号及び第3号に掲げる情報については、取引所取引時間外に取引所外売買又は媒介等による取引所外売買を行おうとする場合に限る。</u></p> <p><u>1 第6条に定める金融商品取引所による上場株券等の売買の停止に関する情報</u></p> <p><u>2 上場株券等又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報</u></p> <p><u>3 第6条の4第3項に定める認可会員による上場株券等の売買の停止に関する情報のうち同条第2項第2号に掲げるもの</u></p> <p><u>2</u> <u>協会員は、取引所取引時間外において前項第2号に掲げる情報を知った場合には、金融商品取引所による当該上場株券等の取引開始時までの間について、当該上場株券等の取引所外売買又は媒介等による取引所外売買の成立を停止する態勢を整備しなければならない。</u></p> <p><u>（売買の停止等に係る適用除外）</u></p> <p><u>第6条の3</u> <u>前2条の規定にかかわらず、会員が当該会員の海外関連会社（金商業等府令第177条第6項に定める関係会社</u></p>	<p></p> <p>(新 設)</p> <p></p> <p>(新 設)</p> <p></p> <p>(新 設)</p>

改 正 案	現 行
<p>である外国法人をいう。以下同じ。) との間で、当該会員又は当該海外関連会社とその顧客との間で行った上場株券等の売買に係るポジションを移管することを目的として行う当該上場株券等の取引所外売買については、これを行うことができる。</p>	
<p>(認可業務における売買の停止等に係る態勢整備)</p>	
<p>第6条の4 <u>認可会員は、認可業務を取り扱う時間内において、第6条に定める金融商品取引所による上場株券等の売買の停止に関する情報の有無を確認できる態勢を整備しなければならない。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
<p>2 <u>認可会員は、次の各号に掲げる場合において、認可業務による取引所外売買を直ちに停止するために必要な態勢を整備しなければならない。</u></p>	
<p>1 <u>第6条に定める金融商品取引所による上場株券等の売買の停止に関する情報を知った場合</u></p>	
<p>2 <u>上場株券等又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は当該情報の内容が周知される必要があると認められる場合</u></p>	
<p>3 <u>上場株券等の売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買を継続して行わせることが適当でないと認められる場合</u></p>	
<p>4 <u>認可業務に係る売買システムの稼働に支障が生じた場合で、上場株券等の売買に係る認可会員の施設に支障が生じた場合等において売買を継続して行わせることが困難であると認められる場合</u></p>	
<p>5 <u>転換社債型新株予約権付社債券について抽選償還が行われる場合で、必要があると認められる場合</u></p>	
<p>3 <u>認可会員は、前項に基づき認可業務による取引所外売買を停止する場合には、次に掲げる事項について、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により、直ちに公表しなければならない。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 案	現 行
<p>1 <u>銘柄名</u></p> <p>2 <u>銘柄コード</u></p> <p>3 <u>取引所外売買を停止する期間（売買停止日時及び売買再開日時をいい、売買再開日時が未定である場合はその旨）</u></p> <p>4 <u>取引所外売買を停止する理由</u></p> <p>5 <u>その他本協会が必要であると認める事項</u></p> <p>4 <u>認可会員は、第2項に基づき認可業務による取引所外売買を停止し、又は売買を再開した場合には、次の各号に掲げる事項を遅滞なく、本協会に報告しなければならない。</u></p> <p>1 <u>銘柄名</u></p> <p>2 <u>銘柄コード</u></p> <p>3 <u>取引所外売買を停止した期間（売買停止日時及び売買再開日時をいう。）</u></p> <p>4 <u>取引所外売買を停止した理由</u></p> <p>5 <u>その他本協会が必要であると認める事項</u></p> <p>（本協会による 売買の停止等）</p> <p>第6条の5 <u>本協会は、次の各号のいずれかに掲げる場合に おいて、公益又は投資者保護のために必要かつ適当であると認めるときは、会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買を停止することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 削 る ）</p> <p>1 <u>上場株券等又はその発行者に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は本協会が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合</u></p> <p>2 <u>本協会が売買等の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買等を継続して行わせることが適当でないと認める場合</u></p> <p>3 <u>その他本協会が必要であると認める場合</u></p> <p>2 （ 現行どおり ）</p> <p>3 （ 現行どおり ）</p>	<p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p>（売買の停止等）</p> <p>第6条 <u>本協会は、次の各号に掲げる場合には、会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買を停止することができる。</u></p> <p>1 <u>金融商品取引所が上場株券等について売買の停止その他の措置をとった場合</u></p> <p>2 <u>上場株券等又はその発行者に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は本協会が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合</u></p> <p>3 <u>本協会が売買等の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買等を継続して行わせることが適当でないと認める場合</u></p> <p>4 <u>その他本協会が必要であると認める場合</u></p> <p>2 （ 省 略 ）</p> <p>3 （ 省 略 ）</p>

改 正 案	現 行
<p>(私設取引システムにおける空売りに係る管理態勢の確立等)</p> <p>第6条の6 (現行どおり)</p> <p>2 認可会員は、私設取引システムにおいて空売りをを行う場合において、自社の顧客(参加会員を除く。以下同じ。)から当該空売りの注文を受けるときは、細則で定めるところにより行わなければならない。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(<u>参加会員への通知</u>)</p> <p>第17条の4 <u>認可会員は、認可業務による取引所外売買に係る第17条の2第1項各号及び前条第1項各号に掲げる事項を、直ちに当該認可業務における全ての参加会員に対し通知しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成30年7月1日から施行する。</p>	<p>(私設取引システムにおける空売りに係る管理態勢の確立等)</p> <p>第6条の2 (省 略)</p> <p>2 認可会員は、私設取引システムにおいて空売りをを行う場合において、自社の顧客(参加会員 <u>(認可会員が行う認可業務により執行される顧客の注文を認可会員に取り次ぐことのできる会員をいう。以下同じ。)</u>を除く。以下同じ。)から当該空売りの注文を受けるときは、細則で定めるところにより行わなければならない。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>

資料 2 - 3

『上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則』に関する細則 の一部改正について（案）

平成 30 年 2 月 21 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第 2 条 認可会員は、規則 <u>第 6 条の 6 第 2 項</u>及び第 18 条第 1 号ロの規定に基づき、私設取引システム（規則 <u>第 6 条の 6 第 1 項</u>に規定する私設取引システムをいう。以下同じ。）において空売り（信用取引を除く。以下同じ。）を行う場合において、自社の顧客（参加会員（規則 <u>第 2 条第 9 号</u> に規定する参加会員をいう。）を除く。以下同じ。）から当該空売りの注文を受けるときは、あらかじめ当該空売りに係る有価証券について決済措置（金融商品取引法施行令第 26 条の 2 の 2 に規定する決済措置をいう。以下同じ。）が講じられていることを確認しなければならない。</p> <p>2～4 （ 現行どおり ）</p> <p>（適用除外）</p> <p>第 3 条 認可会員は、規則 <u>第 6 条の 6 第 2 項</u>及び第 18 条第 1 号ロの規定に基づき、私設取引システムにおいて空売りを行う場合において、自社の顧客から当該私設取引システムにおいて行う有価証券の売付けの注文を受けるときは、あらかじめ当該売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。</p> <p>2・3 （ 現行どおり ）</p>	<p>（定義）</p> <p>第 2 条 認可会員は、規則 <u>第 6 条の 2 第 2 項</u>及び第 18 条第 1 号ロの規定に基づき、私設取引システム（規則 <u>第 6 条の 2 第 1 項</u>に規定する私設取引システムをいう。以下同じ。）において空売り（信用取引を除く。以下同じ。）を行う場合において、自社の顧客（参加会員（規則 <u>第 6 条の 2 第 2 項</u> に規定する参加会員をいう。）を除く。以下同じ。）から当該空売りの注文を受けるときは、あらかじめ当該空売りに係る有価証券について決済措置（金融商品取引法施行令第 26 条の 2 の 2 に規定する決済措置をいう。以下同じ。）が講じられていることを確認しなければならない。</p> <p>2～4 （ 省 略 ）</p> <p>（適用除外）</p> <p>第 3 条 認可会員は、規則 <u>第 6 条の 2 第 2 項</u>及び第 18 条第 1 号ロの規定に基づき、私設取引システムにおいて空売りを行う場合において、自社の顧客から当該私設取引システムにおいて行う有価証券の売付けの注文を受けるときは、あらかじめ当該売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。</p> <p>2・3 （ 省 略 ）</p>
<p>付 則</p> <p>この改正は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。</p>	

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」 における取引所外売買の停止に関するガイドライン（案）

平成 30 年●月●日制定

日本証券業協会

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」（以下「規則」という。）第 6 条及び第 6 条の 2 第 1 項並びに同条第 2 項において、認可会員以外の協会員（以下「協会員」という。）は上場株券等の取引所外売買又は媒介等による取引所外売買の停止及びそのために必要な態勢を整備することとされているが、次の事項について留意する。

なお、このガイドラインにおいて使用する用語の定義は、規則で定めるところによる。

1. 規則第 6 条において、取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所が上場株券等の売買を停止する予定であること又は停止していることを知ったときは、協会員は、当該上場株券等の売買又は媒介等による取引所外売買を成立させてはならないとされているが、次に掲げる事由については、原則として、取引所外売買を停止しないこととし、取引当事者である協会員が個々にその取扱いを判断することとする。

(ア) コーポレート・アクション等により受渡決済に支障が生じる場合

(イ) 取引所のシステム障害の発生等

(ウ) 清算機関又は決済機関のシステム障害の発生等

(注 1) 振替機関のシステムの稼働等に重大な支障が生じた場合であって、当該支障の解消の見通しが不明である等、取引所外売買に係る決済を行うことができるかどうか不明であるときは、状況に応じて、取引所外売買についても、停止することとする。

(エ) その他（相場の急騰急落等での緊急措置、売買の取消しの可能性の周知等）

(注 2) 相場の急騰急落等での緊急措置の場合については、関係諸機関等との連携又は調整を行い、その取扱いを判断することがある。

(注 3) 広域的なリスクの発現の結果として、取引所外売買に係る緊急時事業継続計画（以下「BCP」という。）が発動された場合における当該取引所外売買の取扱いについては、BCPで定めるところによる。

2. 規則第 6 条の 2 第 2 項の規定により協会員が整備すべき態勢とは、金融商品取引所の有価証券上場規程により上場株券等又はその発行者等に関し開示が必要とされる情報の有無を確認し、特に次に掲げる情報が生じている場合において、当該協会員が行う取引所外売買又は媒介等による取引所外売買の停止に関し、適切に対応できる態勢をいう。

(ア) 公募増資の実施又は中止

(イ) 株主割当増資の実施又は中止

(ウ) 第三者割当増資の実施、中止又は失権

(エ) ライツ・オフリングの実施又は中止

(オ) 資本金の額の減少（無償減資を除く。）

- (カ) 株式の併合
- (キ) 株式交換
- (ク) 株式移転
- (ケ) 合併
- (コ) 会社分割
- (サ) 過年度決算の訂正
- (シ) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
- (ス) 事業の全部又は一部の休止又は廃止
- (セ) 解散（合併による解散を除く。）
- (ソ) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て（以下「破産手続開始の申立て等」という。）
- (タ) 公開買付け又は公開買付けに準ずる行為の被買付会社となる会社の運営、業務、財産又は有価証券に関する重要な事項
- (チ) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
- (ツ) 行政庁による法令等に基づく処分又は違反に係る告発
- (テ) 親会社の異動
- (ト) 手形等の不渡り又は手形交換所による取引停止処分
- (ナ) 親会社に係る破産手続開始の申立て等
- (ニ) 債務免除等の金融支援
- (ヌ) 資源の発見
- (ネ) 上場株券等である転換社債型新株予約権社債券の全部又は一部の繰上償還
- (ノ) 監理銘柄又は整理銘柄に指定され则认为される事項（他の取引所金融商品市場又は外国金融商品市場との重複上場銘柄が行う一部の上場市場の上場廃止申請等を除く。）

付 則

このガイドラインは、平成30年7月1日から施行する。